

§ ヒーリングツール法令遵守について §

この確認書は（社）古代日本の癒し普及協会（以下「当協会」と言います。）に関する活動をする会員との間で、当協会の活動を正しく広めるために遵守すべき事項を確認するものです。

当協会では、片野貴夫氏の指導のもと、自分で癒す方法を提案し、健康増進をはかることで社会に貢献する活動をしております。具体的には気功法や古代文字や言葉による新しい癒しの技術をいいます。

また当協会が推薦できる道具を「ヒーリングツール」として認定し、当協会が指導している健康法の補助として、その正しい使い方を提案しております。

これらの「ヒーリングツール」は、商品の販売のみが一人歩きしてしまうと、お客様の不都合を生み、社会的批判（※1）をあげたり、行政の処分を受けたりする（※2）可能性もあり、そうすると当協会の推進する活動や古代文字も信用をなくしてしまう事態になりかねません。

※1 SNSへの批判的投稿は一気に広がります

※2 医師法 薬機法 特定商取引法 景品表示法 に抵触

これらの事態に陥らないためには、「ヒーリングツール」を販売するときに適切な表現で説明等を行うとともに、きめ細かなアフターフォローや商品のクレームやキャンセルなどへの誠意のある対応が不可欠になります

当協会が推薦するヒーリングツールと類似する商品や古代文字療法により消費者問題が発生した場合には古代文字療法に対する信頼性が失われます。

以上のような事態に備えて、当協会ではプロ会員の中にヒーリングツール会員の認定制度を設けて法令の遵守の徹底をしております。

○「ヒーリングツール」の説明 （ヒーリングツールの位置づけ）

当協会においては、当会の推薦するヒーリングツールをセルフメディケーションとして行う気功法やツボ療法の補助具として位置づけしています。ヒーリングツールは、それを使用するのみでの効果を期待するものではなく、当協会の普及する健康法である渦の気功法やツボ療法などを実践する流れの中で、その補助具として使用することで相乗効果を期待するものです。

□太祝詞プラズマ棒は、指圧代用器（非電動式）に該当するので表現できる効能・効果は以下の項目になります。

- (1) あんま、指圧の代用（読みかえはしない。）
- (2) 健康によい
- (3) 血行をよくする
- (4) 筋肉の疲れをとる
- (5) 筋肉のこりをほぐす

※以下の表現はあくまでも教室での体験会での事例になります

東洋医学で一般に言われているツボの効果を表現することはできます。自分でツボを圧したり、摩擦する際に、その補助具として使用できます。

太祝詞などの言葉を発声すると、音による振動を加えることができるので、さらに効果を期待することができます。

フリーエネルギーによる効果は現代医学では認められていないので、これによる効果を表現することはできません。

「最新のフリーエネルギー技術を取り入れています」という表現にとどめておきましょう。

□太祝詞プラズマ棒以外の商品も、気功健康法の補助具として太祝詞などの言葉を発声すると、音による振動や文字により発生する場の力により、効果を発することが期待することができます。

○効能・効果の表現

病名や症状名を提示して、これが治る、改善するという表現は薬機法に抵触するので、できません。また、これらの表現は、お客様に過剰な期待をさせることになるので、信用の失墜及びクレームの原因になります。

**当協会が推奨するヒーリングツールを販売する際には
「病気や症状が治る改善する」という表現は厳禁といたします。**

当協会では、お困りの症状は大きな病気を回避するための道標のようなものであり、当協会の推奨する気功法や渦摩擦法を実践すれば改善していくと考えております。

個人の体験により、様々な体験がありますが、個人により体験が異なりますので、効果を保障するものではありません。

お客様から「ヒーリングツール」の使用によって体調に変化が生じたと報告があったときは、使用を中止し、それでもし症状が改善しない場合は、専門医へご相談くださるようお願いください。お客様から体調の変化について相談があったときは、当協会の販売者へご相談ください。（この場合の対応が最も重要になります。教室に継続して来ていただくとフォローができます。）

○クレームの対応

「ヒーリングツール」の品質上の問題、故障などがあったときは、即座に修理、返品または交換などの対応をします。

その場合、どのような対応を誰の負担とするか、メーカー（当協会）と販売者の間で協議します。

○キャンセルの対応

お客様が使用して体に合わないなど、お客様のご都合により返品を希望される場合は、メーカー（当協会）は対応せず、販売者が返品、返金の対応をします。販売者はあらかじめ、その返品のリスクを含めて販売活動を行います。

クーリング・オフ期間は、

訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入においては8日間、

連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引においては20日間になります。

通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。

※上記のクレーム及びキャンセルの問題は、「ヒーリングツール」の販売時のきめ細かな説明と販売後のフォローの不足に起因します。

お客様のお役に立つように配慮することが重要です。当協会が推奨するヒーリングツールを他の販売業者に委託して販売させると、不十分な説明や誇大な表現などによりお客様との間に不都合を生じる可能性がありますので、

他の販売業者への卸売や連鎖販売組織への商品供給は、当協会へ相談をして行ってください。この場合もヒーリングツール会員資格者がお客様へ商品説明に伺った後に販売するのが原則となります。

上記の内容は当協会が推薦する（古代日本の癒し普及協会マーク）

「ヒーリングツール」のすべてに該当いたします。当協会が「ヒーリングツール」を推薦する際は、記の注意事項を遵守していただくことを前提として推薦をいたします。